

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	【告示】	障害福祉課	
		〃	
		〃	
		デジタル推進課	
		経営支援課	
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	【公告】	河川課	
		監理課	
○ 落札者等の決定			
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧			
○ 公共測量の実施			
○ 第五十回採石業務管理者試験の実施			
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
赤堀クリニック	津山市椿高下33	R3.6.1
真庭中央薬局	真庭市上市瀬351-1	R3.6.1
豊岡クリニック	加賀郡吉備中央町豊岡下276-1	R3.6.1
下土井クリニック	加賀郡吉備中央町富永1403-1	R3.6.1
サン薬局勝央店	勝田郡勝央町黒土366-3-101	R3.8.1

◎岡山県告示第四百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年八月十七日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
一般財団法人赤堀病院	津山市椿高下33	R3.5.31
真庭中央薬局	真庭市落合垂水249-1	R3.5.31

◎岡山県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	津山調剤薬局株式会社	津山市南新座17-4	真庭中央薬局	真庭市落合垂水249-1	R3.5.31
介護予防事業者	津山調剤薬局株式会社	津山市南新座17-4	真庭中央薬局	真庭市落合垂水249-1	R3.5.31

令和3年8月17日 岡山県公報 第12319号

〔三五〇〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定役務の名称及び数量

岡山情報ハイウェイ運用管理委託 一式

二 契約期間

令和三年九月一日から令和六年八月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年七月十二日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社オービス

岡山市北区大内田六七五番地

六 落札金額

一月当たり八、〇八五、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七三五、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和三年六月一日

〔三五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前） 名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 藤本 保

（変更後） 名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 ウエスギ株式会社

住所 広島県福山市船町六一二〇

代表者の氏名 上杉 博美

イ 名称 株式会社大創産業

令和3年8月17日 岡山県公報 第12319号

住所 広島県東広島市西条町大字吉行字向一―六〇
代表者の氏名 矢野 博丈
名称 株式会社大専

住所 岡山市今八―一六―一
代表者の氏名 佐伯 幸美

名称 山陽映画株式会社

住所 岡山市西川原一〇―一

代表者の氏名 間野 孝彦

名称 有限会社菅呉服店

住所 浅口郡寄島町七五四〇―八

代表者の氏名 菅 富子

名称 有限会社ミズノ

住所 倉敷市児島味野二―二―五一

代表者の氏名 水野 武司

名称 テレコム笠岡

住所 笠岡市笠岡二四八―一―九

代表者の氏名 天野 定夫

名称 株式会社ジェノバ

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 奥村 良一

名称 株式会社エスプリ

住所 広島県福山市春日町七七―七八

代表者の氏名 川元 直之

名称 リオ

住所 井原市井原町二〇六―二〇

代表者の氏名 松井 康広

名称 有限会社古澤時計店

住所 倉敷市玉島二―七―二五

代表者の氏名 古澤 昭二

名称 有限会社稲岡本店

令和3年8月17日 岡山県公報 第12319号

住所	笠岡市中央町二二一八
代表者の氏名	稲岡 俊介
名称	有限会社M・O・C
住所	笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名	森脇 正明
名称	友紅堂
住所	岡山市門田町一五―二六
代表者の氏名	奥津 裕子
名称	有限会社西山履物商店
住所	倉敷市玉島二―一―一四
代表者の氏名	西山 尚昌
名称	株式会社ノエルヤマモト
住所	大阪府大阪市東淀川区大桐二―七―三三
代表者の氏名	山本 孝次
名称	株式会社新日本カラー
住所	大阪府大阪市中央区心斎橋一―四―二九
代表者の氏名	塩山 高之
名称	株式会社チューリップの店セルフおかもと
住所	笠岡市笠岡三〇〇八番地
代表者の氏名	岡本 賢一
名称	株式会社中浜
住所	浅口郡里庄町新庄一三三七
代表者の氏名	中浜 正高
名称	有限会社肉のマサヤ
住所	笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名	糠塚 政人
名称	有限会社オオクボ笠岡シーサイド
住所	広島県福山市大門町七―二四―五
代表者の氏名	平井 清吾
名称	有限会社古城園

令和3年8月17日 岡山県公報 第12319号

住所	笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名	奈須 みづえ
名称	株式会社福善薬局
住所	岡山市築港新町一―一五―一五
代表者の氏名	猶原 廣士
名称	株式会社日本印鑑
住所	広島県福山市光南一―一―二六
代表者の氏名	小野田 汎幸
(変更後)	
名称	ウエスギ株式会社
住所	広島県福山市船町六番二〇号
代表者の氏名	代表取締役 上杉 繁樹
名称	株式会社大創産業
住所	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号
代表者の氏名	代表取締役 矢野 靖二
ウ	退店のため削除
エ	退店のため削除
オ	退店のため削除
カ	退店のため削除
キ	退店のため削除
ク	退店のため削除
ケ	退店のため削除
コ	退店のため削除
サ	退店のため削除
シ	退店のため削除
ス	退店のため削除
セ	退店のため削除
ソ	退店のため削除
タ	退店のため削除
チ	退店のため削除

ツ 退店のため削除	
テ 退店のため削除	
ト 退店のため削除	
ナ 退店のため削除	
ニ 名称	有限会社古城園
住所	笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名	取締役 奈須みずえ
ヌ 退店のため削除	
ネ 退店のため削除	
ノ 新規入店のため追加	
名称	株式会社ココラファインヘルスケア
住所	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号
代表者の氏名	代表取締役 塚本 厚志
ハ 新規入店のため追加	
名称	株式会社尾山
住所	笠岡市笠岡二三八八番地
代表者の氏名	代表取締役 尾山 望
4 変更年月日	
令和三年五月三十一日ほか	
二 届出年月日	
令和三年七月三十日	
三 縦覧の期間及び場所	
1 縦覧の期間	令和三年八月十七日から同年十二月十七日まで
2 縦覧の場所	岡山県産業労働部経営支援課

〔三五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	倉敷市、矢掛町、浅口市
測量の種類	公共測量（数値地形図修正）
測量期間	令和三年八月六日から令和四年三月三十一日まで

〔三五三〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 第一会議室

二 試験期日

令和三年十月八日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書の受付期間

令和三年八月十九日（木曜日）から同年九月十六日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千百円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。）に行うこと。